継続

原議保存期間	1年（令和5年3月31日まで）
有効期間	二種（令和5年3月31日まで）

警視庁総務部長
警視庁刑事部長殿
各道府県警察本部長
（参考送付先）
庁内関係各課長
各管区警察局広域調整部長
各管区警察局総務部長

警察庁丁総発第12号、刑企発第18号
令和４年３月２３日
警察庁長官官房総務課長
警察庁刑事局刑事企画課長

留置管理業務に係る新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策における留置管理部門と刑事部門の連携について（通達）

被留置者の護送、釈放等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策は下記のとおりであるので、留置管理部門と刑事部門が緊密に連携して適切に対応されたい。

なお、「新型コロナウイルス感染症への対応の徹底について（通達）」（令和２年２月27日付け警察庁丁総発第60号、刑企発第13号）及び「逮捕・勾留中の被疑者が釈放等される場合の留意事項について（通達）」（令和２年２月28日付け警察庁丁総発第62号、刑企発第14号）は廃止する。

記

１　計画的な留置管理業務の推進

被留置者の居室については、原則として１人１部屋の運用としていることから、県下の留置施設の収容状況を十分に勘案しつつ、留置管理部門と刑事部門が緊密に連携し、計画的な留置管理業務の推進を図ること。また、拘置所等に移送すべき被留置者が速やかに移送されるよう、「被留置者の刑事施設への移送の促進について（通達）」（平成30年10月３日付け警察庁丁総発第507号、丁刑企発第53号）で示した対策を推進すること。

２　被留置者を護送する場合の措置等

診療護送、引き当たり捜査に伴う単独護送及び検事調べ、勾留質問等に伴う一般護送の際に被留置者を警察施設外に出す場合は、護送される被留置者及び護送に当たる警察官にマスクの着用を徹底させるとともに、帰庁時には確実に手洗い及び消毒を行わせるなど、細心の注意を払うこと。また、護送しようとする被留置者に新型コロナウイルス感染症を疑わせる体調不良等が認められた場合には、当該被留置者を単独護送し、護送先の関係機関等にあらかじめ当該被留置者に感染の疑いのある旨を伝えること。

なお、留置主任官又は捜査主任官は、被留置者の感染が判明した場合に当該被留置者と接触した者を事後に特定できるよう、護送計画の策定・変更時及び護送に従事した留置担当官等の帰着時に、護送経路、立ち寄り先、護送中の接触者等を確実に把握するようにすること。

３　被留置者が釈放等される場合の措置

逮捕・勾留中の被留置者が刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第203条若しくは第205条の規定に基づき釈放される場合又は第95条の規定に基づき勾留の執行が停止される場合には、留置管理部門は捜査部門と連携して当該被留置者の健康状態を確認し、当該被留置者が体調不良を申し出るなどした場合には、当該被留置者に対する医療機関の受診の勧奨、保健所への連絡、嘱託医への相談等、感染拡大防止の観点から必要な措置を講じること。

【継続措置状況】
初回発出日：令和３年３月26日
（有効期間：令和４年３月31日）